

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百三十三号

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

山口県福祉のまちづくり条例施行規則(平成九年山口県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項第十号中「身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設」を「障害者支援施設」に、「精神障害者社会復帰施設」を「地域活動支援センター、福祉ホーム、身体障害者社会参加支援施設」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。



山口県告示第五百三三号

山口県環境影響評価技術指針(平成十一年山口県告示第四百十四号)の一部を次のように改正する。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

第二条第一項第二号(7)中「状況」を「環境の保全に関する施策の内容」に改め、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、「資料により」の下に「把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

第三条第二項第一号中「実施」の下に、「(対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。)」を加え、同項第二号中「もの」の下に、「当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。」を加え、同条第四項中「者」の下に「(以下「専門家等」という。)」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理するものとする。

第四条第一項第五号中「場の」の下に「状態及び利用の」を加え、同項第六号中「及び温室効果ガス等」に「を」を加えてはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関しては「に改め、同条第二項中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者」を「専門家等」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理するものとする。

第五条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることに留意するものとする。

第五条第一項第一号中「現状」を「状況」に改め、同項第二号中「専門家」を「専門家等」に改め、同項第四号中「当該地点」の下に「(以下「調査地点」という。)」を加え、同項第五号中「に係る期間、時期又は時間帯」の下に「(以下「調査期間等」という。)」を加え、同条第三項中「期間のうち」を「期間は」に改め、「の対象」を削り、「については、」を「あつては」に、「把握できるよう」を「把握することができるように、年間を通じた調査に係るものにあつては必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期を開始するように、」に改め、同条第五項中「調査地域」の下に「調査地点及び調査期間等」を加える。

第六条第一項第四号中「の定常状態及び」を「に定常状態になる時期、供用開始後に環境影響が最大になる時期(当該時期を設定することができる場合に限る。)」に改め、同条第二項中「については、」の下に「工事が完了した後の土地若しくは工作物の」を加え、「又は予測」を「予測」に改め、「変化する場合」の下に「又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合」を加え、同条第四項中「状況」を「の下に、明らかにできるように整理し、これを」を、「において、」の下に「当該地域の」を加え、同条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつき程度の程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

第七条第一号に後段として次のように加える。

この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。

第七条第二号中「場合には、」の下に「評価において当該基準又は目標を用いること

とした考え方を明らかにし、かつ、」を加え、同号に後段として次のように加える。

この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

第十条に次の一号を加える。

六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の予測の根拠及び当該代償措置の実施が可能であると判断した根拠

第十条に次の一項を加える。

2 環境保全措置の検討を段階的に行つたときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。

第十一条第一項中、「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする」を、「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- 四 代償措置を講ずる場合であつて、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

第十二条第五項を同条第六項とし、同条第四項に後段として次のように加える。
この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たつて専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。

第十二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げる事項を記載するに当たつては、対象事業の背景、経緯及び必要性のうち当該事項に関する部分をできる限り明らかにするものとする。

第十三条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「及び第十条各号に掲げる事項」を、「第十条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項に規定する内容」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第七条第三号」を「第七条」に、「並びに第五条第六項」を「の概要、第五条第六項」に改め、「概要」の下に「並びに予測の前提となる条件と予測の結果との対応関係」を加え、同

項を同条第六項とし、同条第四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定は、前項各号に掲げる事項の記載について準用する。

第十四条第一項中「第九項」を「第十項」に改める。

第十六条中「第十二条第五項及び第十三条第九項」を「第十二条第六項及び第十三条第十項」に改める。

第十七条第二項中「第九項」を「第十項」に、「の定常状態及び」を「に定常状態になる時期、供用開始後に環境影響が最大になる時期（当該時期を設定することができる場合に限る。）」に改める。

附則

この規程は、平成十八年九月三十日から施行する。

山口県告示第五百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

施術者の 氏名	名 施	術 所	在 所 地	廃 止 年 月 日
原田 司	下松中央整骨院	下松市西柳二丁目二番三〇号	平成一八、三、三一	

山口県告示第五百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

施術者の 氏名	名 施	術 所	在 所 地	指 定 年 月 日
			山口県知事	二井 関 成

阿部倉雅之 下松中央整骨院 下松市西柳二丁目二番三〇号 平成一八、四、一
 金森 民子 金森鍼灸院 光市中村町一三番二一號 " " 七、 "

山口県告示第五百六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
医療法人最所 クリニック	柳井市神代四三七六	最所内科	柳井市神代四三七六	居宅療養管理指導	平成一八、二、二八

山口県告示第五百七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名称	事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	セイリスケアセンター下関	下関市細江町一丁目二番一〇号	訪問介護	平成二二、四、一
有限会社まほるば	宇部市大字妻崎開作一〇一四の三	ヘルパーステーションまほるば	宇部市大字妻崎開作一〇一四の三	"	平成一八、"、"
有限会社ZEE ROIONE	周南市大字徳山五五八五の二	ワークスケア	周南市大字徳山五五八五の二	"	七、"

医療法人治徳会	野四二〇四の	老人保健施設温泉の里	野四二〇四の	訪問介護	四、
医療法人岡村医院	山口市小郡下郷二一九三の二	おかむら医院	山口市小郡下郷二一九三の二	居宅療養管理指導	二、
医療法人最所クリニック	柳井市大畠九〇九の七	最所クリニック	柳井市大畠九〇九の七	"	三、
医療法人新生会	岩国市多田三丁目一〇一の五	デイサービスセンターさくらんぼ	岩国市麻里布町三丁目一六番二二二号	通所介護	六、
有限会社サンスカイ	千鳥ヶ丘二丁目七番八号	デイサービスひなたぼっこ	大島郡周防大島町大字日前一五六八の六	"	四、
岩国市	" 今津町一丁目一四番五二号	岩国市錦介護老人保健施設の郷	岩国市錦町広瀬七〇五	通所介護	"
社会福祉法人光寿福祉会	光市大字室積村五〇三八の一	特別養護老人ホーム光寿苑	光市大字室積村五〇三八の一	短期生活介護	"
岩国市	岩国市今津町一丁目一四番五二号	岩国市錦介護老人保健施設の郷	岩国市錦町広瀬七〇五	短期生活介護	三、二〇
光市	光市中央六丁目一番一	ナイスケアまほるば	光市大字岩田二四七七	"	四、
医療法人和同会	宇部市大字西岐波二二九の三	宇部リハビリテーションセンター	宇部市大字西岐波二二九の三	認知症対応型通所介護	七、
社会福祉法人周陽福祉会	防府市岸津二丁目二四番二〇号	岸津苑デイサービスセンター	防府市岸津二丁目二四番二〇号	"	四、
医療法人新生会	岩国市多田三丁目一〇一の五	デイサービスセンターさくらんぼ麻里布	岩国市麻里布町三丁目二一三番一三三号	"	"
社会福祉法人光富士白苑	光市虹ヶ浜二丁目五番七号	光富士白苑デイサービスセンター	光市虹ヶ浜二丁目五番一二二号	"	"
有限会社サンスカイ	岩国市由宇町千鳥ヶ丘二丁目七番八号	デイサービスひなたぼっこ	大島郡周防大島町大字日前一五六八の六	"	"

山口県告示第五百八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護支援事業者 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業者 所在地	指定年月日
有限会社まほろば 宇部市大字妻崎 開作一〇一四の三	まほろば居宅介護支援事業所 宇部市大字妻崎 開作一〇一四の三	平成一八、四、一
有限会社楽庵 倉三六一の二	ケアマネセン 倉三六一の二	七、
医療法人治徳会 周南市大字湯野 四二〇四の一	居宅介護支援センター 周南市大字湯野 四二〇四の一	四、

山口県告示第五百九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

特定福祉用具販売事業者 主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業者 所在地	指定年月日
株式会社ハツタ 周南市大字久米 一二二四	株式会社ハツタ 山口山口営業所 八七四の一	平成一八、四、一
株式会社ナカニシ 防府市開出西町 五番二二号	株式会社ナカニシ 防府市開出西町 五番二二号	"
有限会社ケアメイ 五〇三の三	有限会社ケアメイ 五〇三の三	"
有限会社スマイル・ケア 目七番二四号	有限会社スマイル・ケア 目七番二四号	"
西日本医療サービ 宇部市大字小串 三六六の一	西日本医療サービ 山陽小野田市大 字西高泊一三五 二の一	"
有限会社しらき 大島郡周防大島 町大字西方一四	有限会社しらき 大島郡周防大島 町大字西方一四	"

有限会社ミヤガ	"	有限会社ミヤガ	"
大字西安下庄	二二	大字西安下庄	二二

山口県告示第五百十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

介護予防事業者 氏名又は住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業者 名称	所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社まほろば 宇部市大字妻崎 開作一〇一四の三	ヘルパーステーションまほろば	宇部市大字妻崎 開作一〇一四の三	介護予防訪問	平成一八、五、一
有限会社小川 山口市大内御堀七七七の四 六三	訪問介護花の森	山口市大内御堀二二九三の四	"	四、
あぶらんど萩農業協同組合 萩市大字江向 四三二の二	あぶらんど萩農業協同組合福祉介護センター	萩市大字椿三三八〇の一	"	"
社会福祉法人周陽福祉会 防府市岸津二丁目二四番二〇号	岸津苑ホームヘルパーステーション	防府市岸津二丁目二四番二〇号	"	"
社会福祉法人防府滋光会 島一五八五の一	さんこうホームヘルパーステーション	島四三三	"	"
有限会社ココロ 防府市栄町一丁目一〇番二〇号	ココロ防府ヘルパー部	防府市栄町一丁目一〇番二〇号	"	"
社会福祉法人防府市社会福祉事業団 防府市栄町一丁目二番二二号	社会福祉法人防府市社会福祉事業団ヘルパーセンター	防府市栄町七番四七号	"	"
桑陽商事株式会社 車塚町三番一〇号	そうようヘルパーセンター	車塚町三番一〇号	"	"

滋光福祉会	社会福祉法人 さつき会	社会福祉法人 橘福祉会	社会福祉法人 山陽福祉会	社会福祉法人 光富士白苑	社会福祉法人 光寿福祉会	社会福祉法人 博愛会	社会福祉法人 周陽福祉会	"	周防大島町	医療法人健仁会	日本赤十字社	医療法人社団 高橋内科	医療法人松仁会
五二四一の二	一代二五九五の二	九下島大五	六字陽山	丁目五番七号	一光市五〇三八の二	道一六五五	〇丁目二四番二	"	一島大七二六の二	七番二	日の出三丁目七番二	山陽小野田市	七番二〇号
こホ特別の苑	のホ特別の苑	ジホ特別の苑	イホ特別の苑	白ホ特別の苑	ホ特別の苑	かりホ特別の苑	ホ特別の苑	苑施介護の苑	苑施介護の苑	苑施介護の苑	苑施介護の苑	苑施介護の苑	苑施介護の苑
五三七五の一	一三三三の一	九下島大五	六字陽山	丁目五番七号	一光市五〇三八の二	道一六五五	〇丁目二四番二	一二四の二	の島大七二六の二	の島大七二六の二	の島大七二六の二	の島大七二六の二	の島大七二六の二
"	"	"	"	"	"	"	活介護	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会
"	目一	町二番二	田七八〇の三	防府市戎町二	三岐波二二九	防府市車塚町	防府市車塚町	三岐波二二九	三岐波二二九	三岐波二二九	三岐波二二九	三岐波二二九	三岐波二二九
設会医	会医	は老人	尚老人	好老人	防府幸	桑陽病	秋市老人	寿老人	宇部幸	と介護	尾中病	宇部協	病院
目一	三	一	田七	丁	道一	防府市	防府市	の崎	三岐波	丁	山	三岐波	の岐
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

周南市	周南市岐山通一丁目一	周南市中中央西	周南市新地三丁目二番三〇号	〃	〃	〃	〃	〃	〃
株式会社不二ビルサービス	広島市中区八丁堀一五番一〇号	デイサービスセンターふじ徳山	山一〇二二の	〃	〃	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人博愛会	防府市大字台道一六五五	グループホーム防府あかり園	防府市大字台道一六八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃
有限会社サンスカイ	岩国市由宇町千鳥ヶ丘二丁目七番八号	グループホームひなたほつこ	大島郡周防大島町大字日前一五六八の六	〃	〃	〃	〃	〃	〃
有限会社ひまわり	大島郡周防大島町大字小松開作一四三の二五	グループホームひまわり	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第五百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

地域包括支援センターの主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所の所在地	指定年月日
周防大島町 大島郡周防大島町大字小松二六の二	周防大島町地域包括支援センター 大島郡周防大島町大字西安下庄三九二〇の二	平成一八、四、一
美東町 美祢郡美東町大字大田五九三六	美東町地域包括支援センター 美祢郡美東町大字大田三八〇〇	〃

山口県告示第五百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

特定介護予防福祉用具販売事業者名	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業者名	所在地	指定年月日
株式会社ハツタ	周南市大字久米一〇二四	株式会社ハツタ	山口市宮野下一八七四の一	平成一八、四、一
株式会社ナカニシ	防府市開出西町五番二二号	株式会社ナカニシ	防府市開出西町五番二二号	〃
有限会社ケアアメイト	大字新田五〇三の三	有限会社ケアアメイト	大字新田五〇三の三	〃
有限会社スマイル・ケア	千日二丁目七番二四号	有限会社スマイル・ケア	千日二丁目七番二四号	〃
西日本医療サービス株式会社	宇部市大字小串三六六の一	西日本医療サービス株式会社	山陽小野田市大字西高泊一三五二の一	〃
有限会社しらき	大島郡周防大島町大字西方一四	有限会社しらき	大島郡周防大島町大字西方一四	〃
有限会社ミヤガ	大字西安下庄二二	有限会社ミヤガ	大字西安下庄二二	〃

山口県告示第五百十三号

山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）第二十二条の規定に基づき登録したその他の卸売市場の開設者及び名称について、地位の承継に伴い、次のとおり変更があった。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

登録番号	水開第二〇号	山口県知事	二井 関 成
開設者の名称及び住所	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町一丁目四番二四号	名称	宇部岬漁業協同組合 宇部市八王子町二番二四号
名称	山口県漁業協同組合	住所	宇部岬漁業協同組合 宇部市八王子町二番二四号
変更後	山口県漁業協同組合	変更前	宇部岬漁業協同組合

- 四 その他の卸売市場の所在地
宇部市八王子町二番二四号
- 五 変更年月日
平成十八年八月一日

山口県告示第五百十四号

山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）第二十六条の規定に基づき登録したその他の卸売市場の卸売業者について、地位の承継に伴い、次のとおり変更があった。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 登録番号 水卸第二〇号
- 二 卸売業者の名称及び住所

名 称	住 所
山口県漁業協同組合	下関市伊崎町一丁目四番二四号

名 称	住 所
山口県漁業協同組合	宇部市八王子町二番二四号

- 三 その他の卸売市場の名称及び所在地

山口県漁協宇部岬共同販売所

宇部市八王子町二番二四号

- 四 変更年月日

平成十八年八月一日

山口県告示第五百十五号

山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）第三十五条の規定により、次のとおり開設者の住所及びその他の卸売市場の所在地の変更の届出があった。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 登録番号 水開第二〇号
- 二 開設者の名称

宇部岬漁業協同組合

- 三 開設者の住所

変 更 後	宇部市八王子町二番二四号
-------	--------------

変 更 前	宇部市八王子町一三番一三号
-------	---------------

- 四 その他の卸売市場の名称

宇部岬漁業協同組合共同販売所

- 五 その他の卸売市場の所在地

変 更 後	宇部市八王子町二番二四号
-------	--------------

変 更 前	宇部市八王子町一三番一三号
-------	---------------

- 六 変更年月日

昭和五十二年一月十日

山口県告示第五百十六号

山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）第三十五条の規定により、次のとおり卸売業者の住所の変更の届出があった。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 登録番号 水卸第二〇号
- 二 卸売業者の名称

宇部岬漁業協同組合

- 三 卸売業者の住所

変 更 後	宇部市八王子町二番二四号
-------	--------------

変 更 前	宇部市八王子町一三番一三号
-------	---------------

- 四 その他の卸売市場の名称及び所在地

宇部岬漁業協同組合共同販売所

- 五 変更年月日

昭和五十二年一月十日

山口県告示第五百十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県山南沿岸山口港海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成の契約に

係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 山口県山口南沿岸山口港海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成
- (一) 履行場所 山口市佐山字鳩岡一から同市嘉川字長尾村までの間
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
高潮ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションによる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十分以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十八年九月二十八日まで山口県知事の結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
- 1 共同企業体協定書の写し

- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所
山口県山口農林事務所 山口市神田町六番一〇号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
平成十八年九月二十九日から同年十月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年十月二十六日までに発送する。

四 その他

- この審査についての問合せは、山口県山口農林事務所（電話〇八三一九二一五二九一）にすること。

山口県告示第五百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除に係る保安林の所在場所
熊毛郡上関町大字長島字水ヶ久保一六二の三九、一六二の四〇
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第五百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号に規定する道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、美祢土木事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関成

名 称	起 点	終 点	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
美祢都市計画道路 三・四・二波倉伊 佐線	美祢市伊佐町伊佐 字下田五六六〇	美祢市伊佐町伊佐 字赤石五五九四の 一	二〇・〇	一三〇・〇	平成一八 九・二九

山口県告示第五百二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関成

地 名 及 び 番 地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる 土地の面積 (平方メートル)
下松市西柳二丁目一四九八の一八	四・〇	四・二	六一・一
			二四五・三三



(五〇七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画

書及び収支予算書は、平成十八年十一月十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関成

申請のあつた年月日

平成十八年九月十二日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ヒューマンネットワークピア

代 表 者 の 氏 名 宮川 昌子

主たる事務所の所在地 下関市彦島福浦町三丁目一番一〇号

(五〇八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画

書及び収支予算書は、平成十八年十一月十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課

において公衆の縦覧に供します。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関成

申請のあつた年月日

平成十八年九月十四日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人素敵な人生

代 表 者 の 氏 名 大嶋 元

主たる事務所の所在地 山口市折本二丁目八番七号

申請のあつた年月日

平成十八年九月十四日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人学び舎

代 表 者 の 氏 名 三輪修太郎

字内河内一〇二六の一	三、二四四	二四二
字中一〇三三の一	一、二〇八	五七二
字田中一〇五二の一	二四三	一〇七
字下ケ原一〇六五	五三六	二三二
一〇六六の一	一、〇一一	四四九
一〇六九	六四二	四二六
一〇八〇	三二五	三一
字右近太夫一〇八二	一、一〇九	五八三
一〇九〇	七六〇	一七四
一〇九六	一、一五九	六八七
字下堰口一一〇の四	一四三	一一一
一一一四の一	三、一八八	二三八
字中原一一一九の一	二、三五六	四〇九
一一二〇の三	四、四九九	三六一
字岡本坪一一三二の一	一、九四一	一四五
字溝落一一五〇	六三七	五四七
一一五六	五二八	四五一
一一五九	一、〇七五	五七八
字大迫一一六九の一	二、六七六	一九一
字奥芋ヶ迫一四三二の一	八〇一	四八七
字東松尾一四四九	一〇、八四四	九〇五
字下松尾一四五五の三	一〇一	八
字中松尾一五一三	一四八	一三三
字西松尾一五一四の五	一、七八二	一四一

(五一二) 国営農地再編整備事業(豊北地区郷原換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区郷原換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類
- 二 国営農地再編整備事業(豊北地区郷原換地区)換地計画書の写し
- 三 縦覧の期間
- 平成十八年十月二日から同月二十三日まで
- 四 縦覧の場所
- 山口県農林水産部農村整備課

(五一三) 国営農地再編整備事業(豊北地区郷東換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区郷東換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類
- 二 国営農地再編整備事業(豊北地区郷東換地区)換地計画書の写し
- 三 縦覧の期間
- 平成十八年十月二日から同月二十三日まで
- 四 縦覧の場所
- 山口県農林水産部農村整備課

(五一四) 県営今養地区農村振興総合整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営今養地区農村振興総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類
- 二 県営今養地区農村振興総合整備事業変更計画書の写し
- 三 縦覧の期間

平成十八年十月二日から同月二十三日まで
縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(五一五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年九月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

光市大字三輪字海田

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市中央六丁目一番一号

光市土地開発公社



山口県企業管理規程第十号

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の育児休業等に関する規程(平成四年山口県企業管理規程第一号)の一部を

次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(職務復帰後における給与の取扱い)

第六条 育児休業をした職員が職務に復帰したときは、育児休業規則の適用を受ける者の例により、昇給の場合に準じて当該職員の号給を調整することができる。

附 則

この管理規程は、平成十八年九月二十九日から施行する。

平成十八年九月二十九日印刷
平成十八年九月二十九日発行

発行所 山口県庁
発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)